

令和7年度札幌市社会福祉審議会 総会

日時：令和7年12月24日（水）午前9時30分～
会場：北海道経済センター 8階 Aホール

会 議 次 第

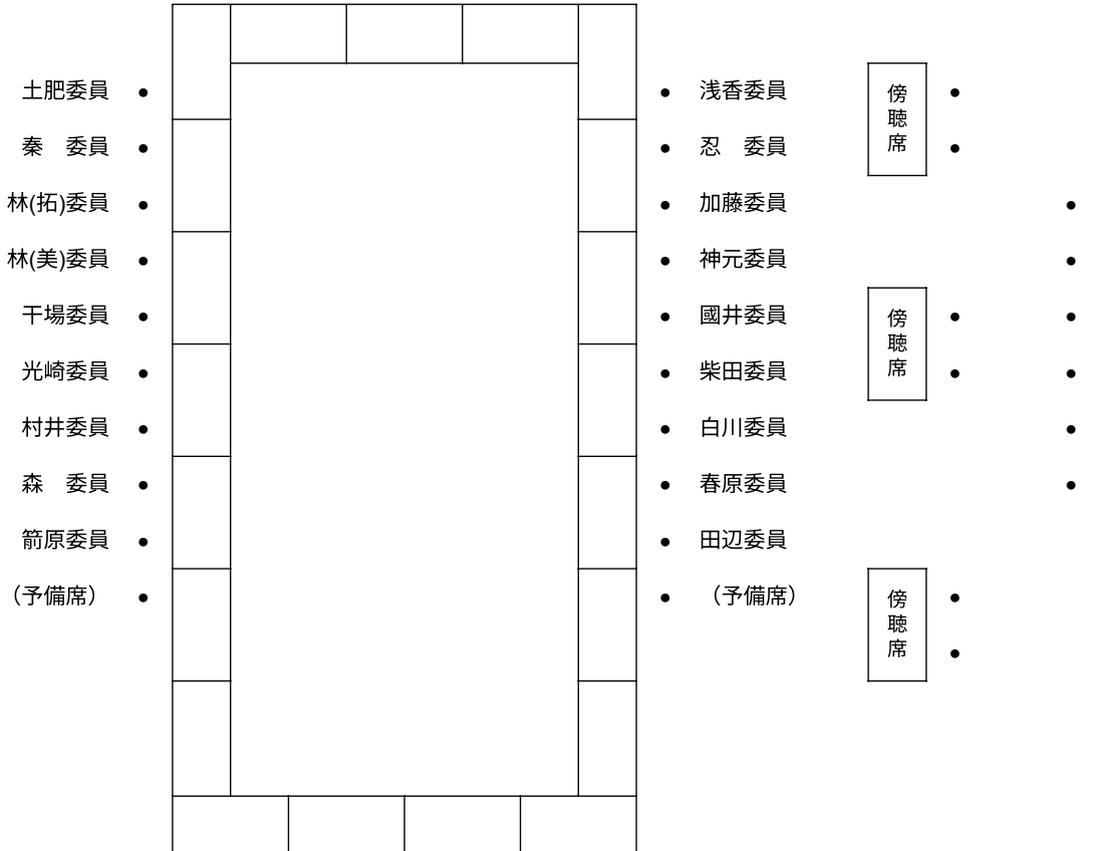
- 1 開会
- 2 保健福祉局長あいさつ
- 3 議題等
 - (1) 令和6年度社会福祉審議会分科会の開催状況について
 - (2) 民生委員審査専門分科会の審議手法の見直しについて
- 4 情報提供
 - (1) 区役所における支援調整課の取組について
 - (2) 札幌健康アプリ（アルカサル）について
 - (3) 認知症関係施策の推進について
- 5 閉会

令和7年度 札幌市社会福祉審議会 総会 座席表

R7.12.24 北海道経済センター 8階 Aホール

入口

長江 副委員長
池田 委員長
梶井 副委員長



土肥委員 ●
秦 委員 ●
林(拓)委員 ●
林(美)委員 ●
干場委員 ●
光崎委員 ●
村井委員 ●
森 委員 ●
箭原委員 ●
(予備席) ●

● 浅香委員
● 忍 委員
● 加藤委員
● 神元委員
● 國井委員
● 柴田委員
● 白川委員
● 春原委員
● 田辺委員
● (予備席)

傍聴席 ●
●

傍聴席 ●
●

傍聴席 ●
●

入口

○ (予備席)
○ 障がい保健福祉部長
○ 地域包括ケア推進担当
○ 部長
○ 高齢保健福祉部長
○ 保健福祉局長
○ 総務部長
○ 地域生活支援
○ 担当部長
○ 総務課長

○ (予備席)
○ 障がい福祉課長
○ 認知症支援担当係長
○ 調整担当課長
○ 企画担当係長
○ 地域福祉推進係長
○ 地域福祉・生活支
○ 援担当課長
○ 庶務係長

○○○○○
○○○○○

関係者席 (自由席)

入口

(荷物置き場)(荷物置き場)(荷物置き場)(荷物置き場)(荷物置き場)(荷物置き場) (予備のイス) 5脚程度

札幌市社会福祉審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	役職等
浅香 博文	あさか ひろふみ	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会会長
池田 雅子	いけだ まさこ	北星学園大学社会福祉学部教授
岩崎 倫政	いわさき のりまさ	北海道大学大学院医学研究院専門医学系部門機能再生医学分野整形外科学教室教授
大黒 浩	おおぐろ ひろし	札幌医科大学医学部眼科学講座教授
大崎 康二	おおさき こうじ	ほっかい法律事務所弁護士
大西 國男	おおにし くにお	札幌市民生委員児童委員協議会副会長
忍 正人	おし まさと	旭川市立大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科教授
梶井 祥子	かじい しょうこ	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会会長
片桐 由喜	かたぎり ゆき	小樽商科大学商学部教授
加藤 敏彦	かとう としひこ	札幌市老人福祉施設協議会会長
神元 要子	かみもと ようこ	札幌市ボランティア連絡協議会理事
國井 直樹	くにい なおき	札幌公共職業安定所所長
今 真人	こん まさと	一般社団法人札幌市医師会会長
近 祐次郎	こん ゆうじろう	一般社団法人札幌市医師会理事
柴田 幸一郎	しばた こういちろう	一般社団法人札幌青年会議所総務・財政規則審査委員会委員長
白川 京子	しらかわ きょうこ	札幌簡易裁判所民事調停委員
春原 啓慶	すのはら あきよし	札幌市PTA協議会理事
高野 賢一	たかの けんいち	札幌医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座教授
高橋 修史	たかはし しゅうじ	一般社団法人札幌歯科医師会副会長
田辺 毅彦	たなべ たけひこ	北星学園大学文学部教授
多米 淳	ため あつし	一般社団法人札幌市医師会副会長
丹野 雅也	たんの まさや	札幌医科大学保健医療学部看護学科看護学第三講座教授
土肥 勝夫	どひ かつお	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会会長
長江 睦子	ながえ ちかこ	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会会長
秦 直樹	はた なおき	社会福祉法人常徳会理事長
林 拓哉	はやし たくや	きたあかり法律事務所弁護士
林 美枝子	はやし みえこ	日本医療大学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科教授
平野 聡	ひらの さとし	北海道大学大学院医学研究院消化器外科学教室Ⅱ教授
深見 正子	ふかみ まさこ	札幌市民生委員児童委員協議会理事
干場 有理子	ほしば ゆりこ	社会福祉法人札幌慈啓会札幌市菊寿園介護課長
光崎 聡	みつざき さとし	連合北海道札幌地区連合会副事務局長
村井 勇太	むらい ゆうた	公益社団法人北海道勤労者医療協会組織広報部課長
森 裕	もり ゆたか	札幌市保護司会連絡協議会幹事副会長
箭原 恭子	やはら きょうこ	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会理事長

札幌市社会福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 10 日
条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)に関し、同法及び社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 審議会の名称は、札幌市社会福祉審議会とする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第 4 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 札幌市地方社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(昭和61年条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成12年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第55号)抄

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年条例第42号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において札幌市社会福祉審議会条例第1条に規定する審議会の委員であって児童福祉専門分科会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会をいう。)に属したものの(以下「児童福祉専門分科会委員」という。)の任期は、第2条の規定による改正前の同条例第4条第2項の規定にかかわらず、同日に満了する。ただし、同日において同法第11条第1項に規定する民生委員専門分科会若しくは身体障害者福祉専門分科会又は同条第2項に規定する専門分科会にも属した児童福祉専門分科会委員にあっては、この限りでない。

札幌市社会福祉審議会運営規程

昭和 47 年
規 程

(目的)

第 1 条 この規程は札幌市社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 2 号）第 9 条の規定により、札幌市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長の事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第 3 条 審議会は、毎年 1 回定例会を開く。ただし、必要があるときは臨時会を開くものとする。

(専門分科会)

第 4 条 審議会に、次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

専門分科会名	調査審議する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項の調査審議
高齢者福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項の調査審議
低所得者福祉専門分科会	低所得者の福祉に関する事項の調査審議
地域福祉活動専門分科会	地域福祉活動に関する事項の調査審議
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
社会福祉施設等整備審査専門分科会	社会福祉施設、精神障害者社会復帰施設及び介護老人保健施設の整備計画の審査に関する事項の調査審議

2 専門分科会に小委員会を置くことができる。

3 専門分科会は、必要のつど分科会長が招集する。ただし、分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。

4 専門分科会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

6 専門分科会の決議を審議会が承認した場合は、その決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門分科会等の運営)

第5条 専門分科会並びに専門分科会に属する部会及び小委員会の運営に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

令和6年度分科会の活動実績について

○社会福祉施設等整備審査専門分科会

【審議概要】

札幌市内における第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設（児童福祉施設を除く）及び介護老人保健施設の整備計画、事業予定者等の適格性を多角的に審査する。

<審査対象>

- ・社会福祉施設の創設、増築、大規模修繕等の施設整備計画
- ・介護老人保健施設の創設に係る施設整備計画
- ・その他社会福祉施設等の整備等に関し、市長から特に要請を受けたもの

【所属委員（令和7年12月24日現在）】

社会福祉施設等整備審査専門分科会の委員は、各分科会の分科会長で構成している。

会長	浅香 博文	身体障害者福祉専門分科会長
副会長	秦 直樹	民生委員審査専門分科会長
委員	田辺 毅彦	高齢者福祉専門分科会長
	國井 直樹	低所得者福祉専門分科会長
	池田 雅子	地域福祉活動専門分科会長

【活動実績】

(1) 令和6年6月20日

(議題)

特別養護老人ホーム審査（大規模修繕1件）

(審議結果)

申請のあった1件の審査を行い、1件の計画を認めた

(2) 令和6年11月27日

(議題)

広域型特別養護老人ホーム審査（創設1件、大規模修繕1件）

医療型障害児入所支援審査（大規模修繕1件）

共同生活援助審査（スプリンクラー設備1件）

(審議結果)

申請のあった4件の審査を行い、4件の計画を認めた

○民生委員審査専門分科会

【審議概要】

札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員として適任か審査し、市長へ答申を行う。年3回開催。

【所属委員（令和7年12月24日時点）】

会長	秦	直樹
副会長	林	美枝子
委員	土肥	勝夫
	柴田	幸一郎
	森	裕
	春原	啓慶
	白川	京子

【活動実績】

(1) 令和6年7月22日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について
個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された36名について審査し、全員適任であると答申

(2) 令和6年11月25日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について
個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された32名について審査し、全員適任であると答申

(3) 令和7年3月24日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について
個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された27名について審査し、全員適任であると答申

○地域福祉活動専門分科会

【審議概要】

福祉除雪事業の制度検証に向けて、事業の現状や課題等について説明・報告を実施。

【所属委員（令和7年12月24日現在）】

会長	池田	雅子
副会長	忍	正人
委員	大西	國男
	神元	要子
	長江	睦子
	林	拓哉
	梶井	祥子
	光崎	聡

【活動実績】

(1) 令和6年6月18日

(議題)

令和5年度札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会の振り返り
令和5年度福祉除雪事業の検証について
福祉除雪事業に係る利用世帯等の今後の推計について
協力員確保に向けた広報施策について

(2) 令和6年9月18日

(議題)

利用世帯要件の更なる検証について
協力員、地域協力団体・企業が感じた負担の把握と利用世帯の要望との対比
活動費に対する評価の把握
負担感の因子と対策の方向性

(3) 令和7年2月18日

(議題)

分科会意見を踏まえた新たな利用要件（案）と利用世帯推計について
高等学校における福祉除雪地域協力員の活動に関する聞き取り内容について

(4) 令和7年3月26日

(議題)

地域協力員活動費の見直しについて
社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会での見直し検討結果について

○身体障害者福祉専門分科会審査部会

【審議概要】

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第5条第1項に基づく障害程度の審査を行う。

【所属委員（令和7年12月24日時点）】

身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員は、6名の医師で構成している。

部会長 平野 聡（消化器外科）
委員 岩崎 倫政（整形外科）
大黒 浩（眼科）
高野 賢一（耳鼻咽喉科）
丹野 雅也（内科）
高橋 修史（歯科）

【活動実績】

(1) 令和6年8月17日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（103件）

障害程度の審査（8件：新規申請5件、再交付申請3件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認103、不承認0件

障害程度の審査・・・該当0件（新規申請0件、再交付申請0件）
非該当8件（新規申請5件、再交付申請3件）
保留0件

(2) 令和7年2月10日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（45件）

障害程度の審査（7件：新規申請3件、再交付申請4件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認45件、不承認0件

障害程度の審査・・・該当0件
非該当7件（新規申請3件、再交付申請4件）
保留0件

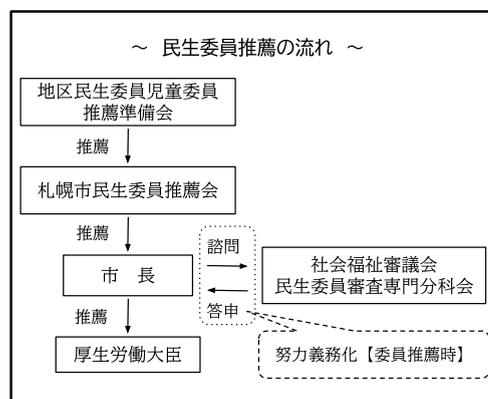
※全委員が揃うことが困難なため、審査部会運営要綱第4条第4項に基づき、書面会議による審査とした。

民生委員審査専門分科会の審議手法の見直しについて

1 見直しの背景と課題

平成25年の民生委員法の改正により、民生委員推薦時における民生委員審査専門分科会の意見聴取が義務から努力義務に変更され、審議手法の見直しや地域の実情に応じた運用が可能となった。

札幌市では、法改正後も審議手法を変えず分科会を開催していたが、主に以下の課題が生じたため見直しを行うこととしたもの。



■分科会にて生じた課題

- ・推薦適否の難しさ：分科会では書面審査のみとなる上、個人情報保護の観点から候補者調書の情報も限定され、推薦適否の判断が難しい。
- ・独自の視点の難しさ：民生委員推薦会と同じ資料を基に判断するしかないので、分科会独自の視点による意見表明が難しい。

2 見直しの内容

上記課題の改善に加えて推薦事務の効率化を計るため、3年に1度の一齐改選時や欠員補充時に開催する分科会の審議手法を下表のとおり見直すことについて、令和7年7月22日に開催した分科会にて承認を得た。

※ 令和7年12月1日付け一齐改選に係る分科会から見直し後の手法を適用。

	従来	見直し後
一齐改選	集合開催 推薦会と同じ資料を用い審議	開催 推薦会で疑義が生じた候補者を中心に追加調査した資料を加えて審議 ※ 国が一齐改選時の分科会開催を推奨 ※ 疑義のある候補者がいない場合は書面開催
欠員補充	集合開催 推薦会と同じ資料を用い審議	不開催（基本） 推薦会で疑義が生じた候補者がいる場合は開催し追加調査した資料を加えて審議 ※ 不開催を基本とすることで、地域の推薦作業や推薦会の調査に係る時間を確保。
再推薦 解囑	集合開催 ※ 前例なし	開催 ※ 事案の重要度や意思決定の迅速性に鑑み、集合、オンライン、書面による開催を判断。

区役所における支援調整課の取組について（1/2）

1. 支援調整課とは

- 区役所の福祉部門（保健福祉部）に新たに設置
- 4区でのモデル実施を経て、令和7年度から市内10区に拡大
- 各区2名配置（係長・一般職）。保健福祉部内の調整・マネジメント機能

2. 設置の背景

福祉課題の複雑化・多様化

- 少子高齢化や核家族化の進展、家族や地域とのつながりの希薄化
- 社会的孤立・8050問題・ひきこもりなど、複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間にあり支援が届かない世帯が増加

様々な福祉制度を担う区役所では、分野ごとの縦割り支援になりやすい
→組織・分野横断的な支援を目指して、支援調整課を設置

3. 支援調整課の役割（支援者支援）

① 部内マネジメント

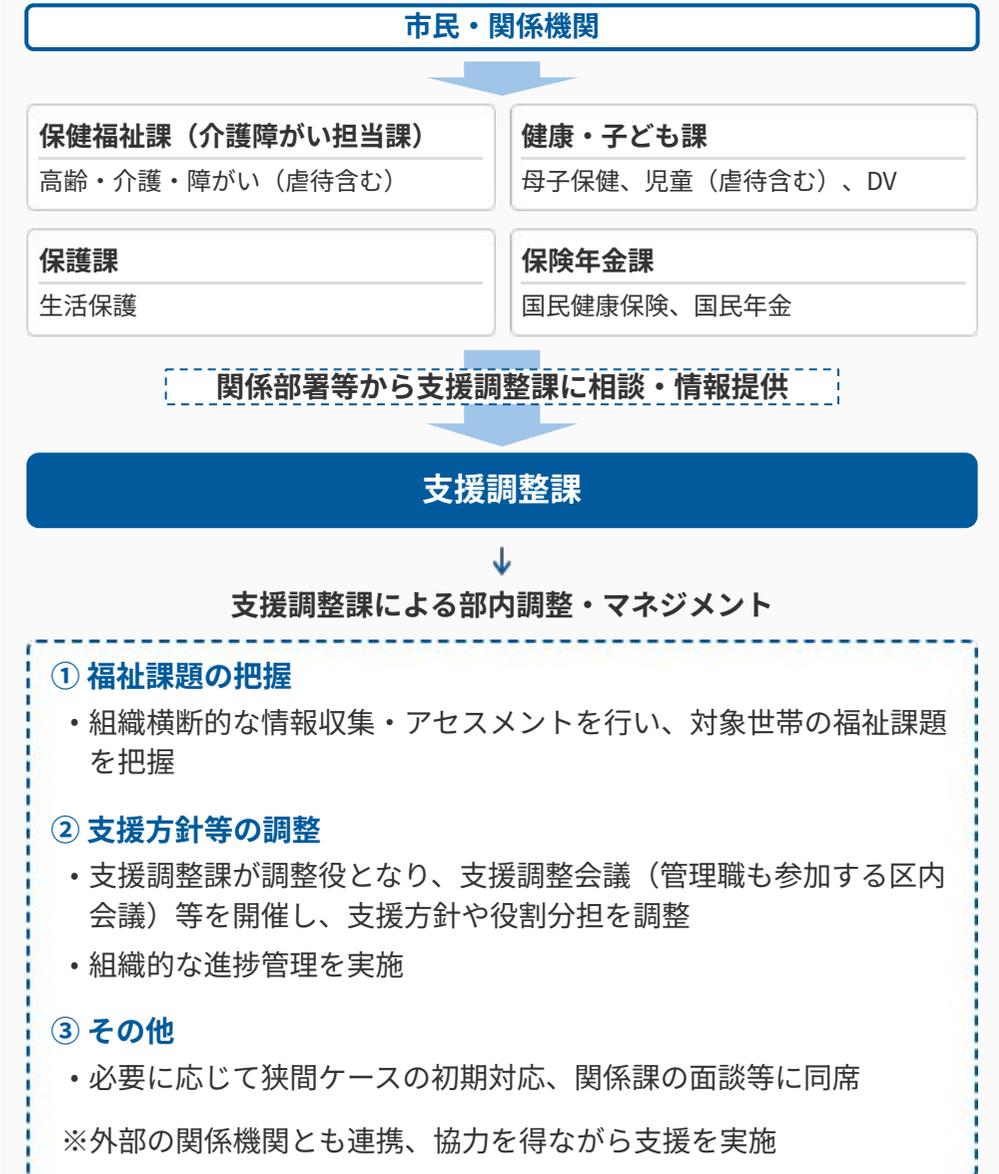
福祉課題が複合化・複雑化したケースについて、区役所内で支援方針や役割分担を調整

② 関係各課のバックアップ

組織横断的な視点からアセスメントを行い、必要に応じて支援者の一員となって関係課をバックアップ

※区内職員の協働意識の醸成や支援力の向上に向けて、人材育成にも取り組む。

4. 支援調整課の動き



市民・関係機関

保健福祉課（介護障がい担当課）

高齢・介護・障がい（虐待含む）

健康・子ども課

母子保健、児童（虐待含む）、DV

保護課

生活保護

保険年金課

国民健康保険、国民年金

関係部署等から支援調整課に相談・情報提供

支援調整課

支援調整課による部内調整・マネジメント

① 福祉課題の把握

- 組織横断的な情報収集・アセスメントを行い、対象世帯の福祉課題を把握

② 支援方針等の調整

- 支援調整課が調整役となり、支援調整会議（管理職も参加する区内会議）等を開催し、支援方針や役割分担を調整
- 組織的な進捗管理を実施

③ その他

- 必要に応じて狭間ケースの初期対応、関係課の面談等に同席

※外部の関係機関とも連携、協力を得ながら支援を実施

区役所における支援調整課の取組について（2/2）

5. 相談対応の実績

📄 新規相談件数（R7.4～9月）

令和7年4月から9月までに、10区の支援調整課では、区内の関係課等から、新たに約400件の相談が集まっている。

📊 対象世帯の福祉的課題

福祉的課題	件数	割合
生活保護・経済的困窮	462	75.4%
要介護・要支援	147	24.0%
身体障がい	76	12.4%
知的障がい（疑い含む）	184	30.0%
精神障がい（疑い含む）	350	57.1%
傷病	90	14.7%
DV・家庭内暴力	70	11.4%
児童の養育等	192	31.3%
ヤングケアラー	22	3.6%
不登校	45	7.3%
ひきこもり	91	14.8%
8050問題	57	9.3%
ごみ屋敷等	81	13.2%
支援拒否	186	30.3%

※モデル区の過年度からの継続ケースを含む合計613世帯について集計
（同一世帯で複数の課題を抱えているため、合計は一致しない）

💡 ポイント

- ✓ 「生活保護・経済的困窮」「知的障がい」「精神障がい」「児童の養育等」の割合が高く、**世帯内で複数の福祉課題を抱えている**ケースが多い。
- ✓ 「ひきこもり」や「支援拒否」の世帯など、**既存のサービスでは解決が難しいケースが顕在化**

6. 対応事例

🏠 子の養育ほか、生活全般の支援が必要な世帯

課題: 父母の障がい、子の発達面・養育状況、経済的困窮など多岐にわたる課題
対応: 関係課の支援方針の統一に向けて、支援調整課が区内調整。各課連携による一歩踏み込んだ支援を展開、緊急時にも迅速に対応できる体制を確保。

🏠 区役所の窓口を訪れた心配な世帯

課題: 国保の手続きで区役所を訪れた夫婦（妊娠中、稼働なし、生活実態不明）
対応: 窓口職員から支援調整課に情報提供。保健師による支援や生活保護申請につなぐなど、生活課題が悪化する前の早期支援へ。

🏠 福祉制度の狭間にあり、地域で孤立する世帯

課題: 50代兄妹（妹はひきこもり）、精神疾患疑い（未受診）、ごみ屋敷状態
対応: 民生委員等の地域の協力を得ながら、徐々に世帯との関係性を構築。自ら声を上げない対象者に対しても、伴走的な支援を実施。

※すぐに解決につながらないケースも多数。区役所内の関係課、外部の支援機関や地域関係者と連携しながら、日々支援を模索。

7. 今後に向けて

- 引き続き、10区で支援調整課の取組を進め、様々な福祉課題を抱えた世帯への組織・分野横断的な支援を強化していく。
- 外部の支援機関や地域関係者との連携含め、支援事例の積み重ねから、効果的な支援手法や活用可能な地域資源に関する知識・ノウハウの蓄積に取り組む。

札幌健康アプリ(アルカサル)について

リリース時期

令和8年4月

対象年齢

40歳以上

愛称

アルカサル

健康アプリの特徴

1 「歩くこと」「健康管理」「人と会う」などの健康行動を記録

歩数や体重・血圧などの情報を記録し、グラフで「見える化」
イベントやボランティアの参加履歴を確認

2 健康行動でポイントを獲得

日々の歩数や体重・血圧の記録、イベント参加等でポイントを獲得
動画視聴やアンケート回答もポイント付与の対象

3 獲得したポイントで電子マネー交換や抽選に応募

獲得したポイントは様々な電子マネーに交換可能（65歳以上の敬老パス
非保持者）、抽選メニューも用意（40～64歳）



札幌健康アプリ(アルカサル)について(ポイントの貯め方①)

歩くこと

- ・ スマートフォンを持って、歩くことで自動的に歩数をカウント
- ・ 歩数に応じてポイントを獲得



健康管理

1 健康チャレンジ

- ・ 健康状況(体重・血圧)の登録
- ・ 活動の振り返り(転倒・服薬・自身の目標等)

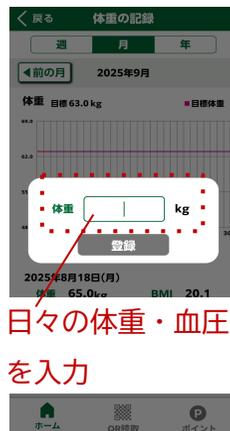
2 健康診断の受診・健康チェック

- ・ 受診した健診の登録や、アプリ上で健康状態をチェックし、フレイルリスクを確認

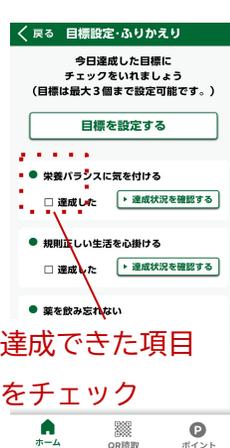
健康管理画面



体重・血圧入力



目標ふりかえり



健康状態チェック

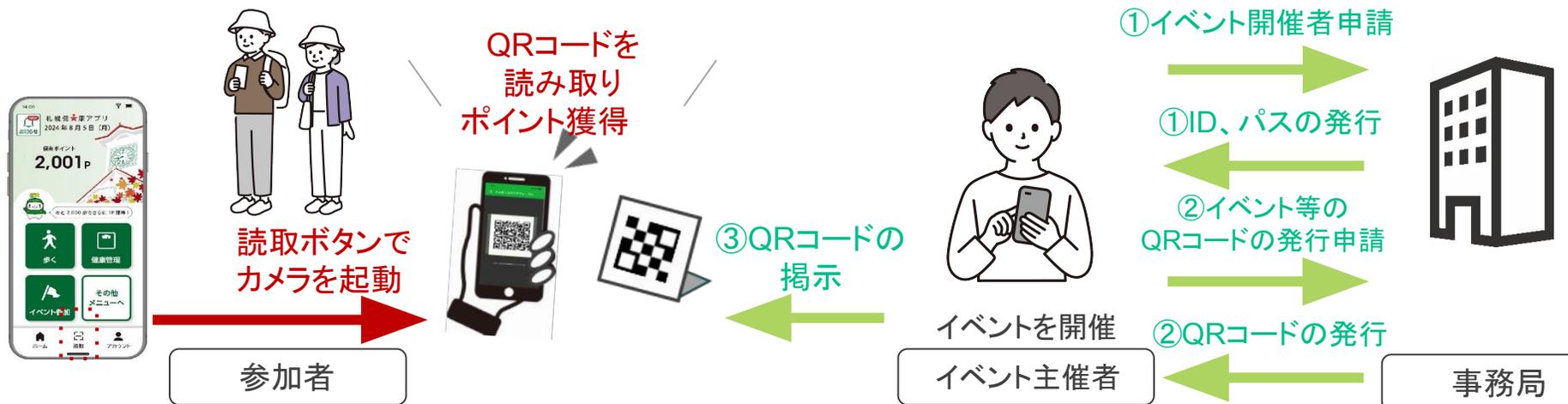


札幌健康アプリ(アルカサル)について(ポイントの貯め方②)

人と会う

- ・ アプリに登録されたイベント会場などで掲示されるQRコードを読み込み、ポイントを獲得
- ・ 健康につながるイベントや区民センターなどで行われるサークル、町内会などで行われるお祭りなどの幅広い活動への参加でポイントを獲得できます。
- ・ アプリ上のイベントの通知やイベントの検索などで、身近な地域のイベント情報を得ることができます。
- ・ スマホが苦手な方にも、電話での問い合わせ窓口や出張サポートなど個々の状況に応じた支援体制も整備

ポイント獲得イメージ、ポイントを獲得できるイベントや施設の登録方法

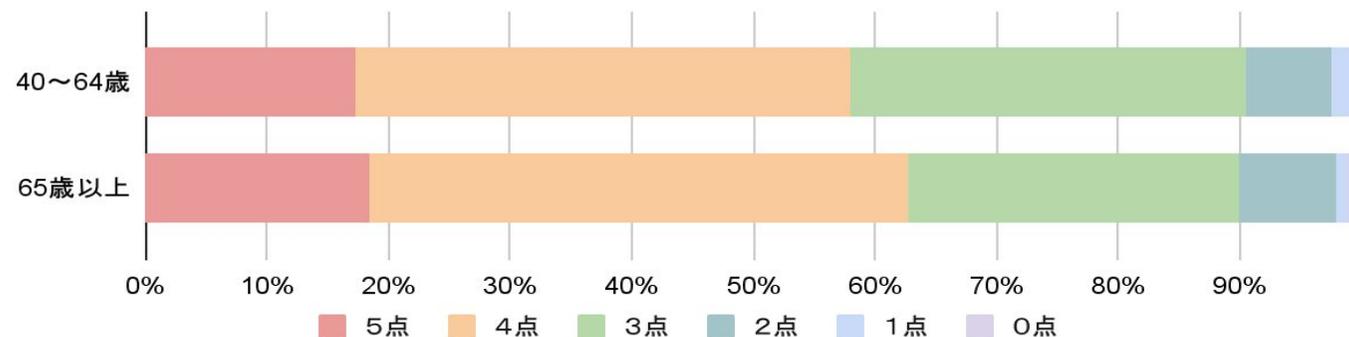


アプリの市民モニターの結果

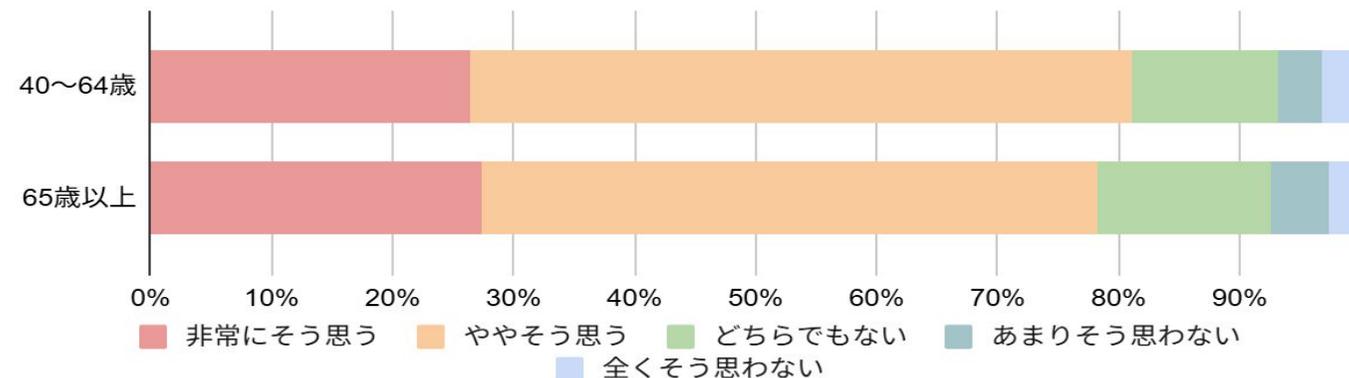
実施時期 令和7年8月1日～9月30日

対 象 市民550人（内訳：40～64歳：250人、65歳以上：300人）

Q アプリを使ってみて、このアプリを5点満点で評価してください。



Q アプリの利用を通じて、健康意識が高まりましたか。



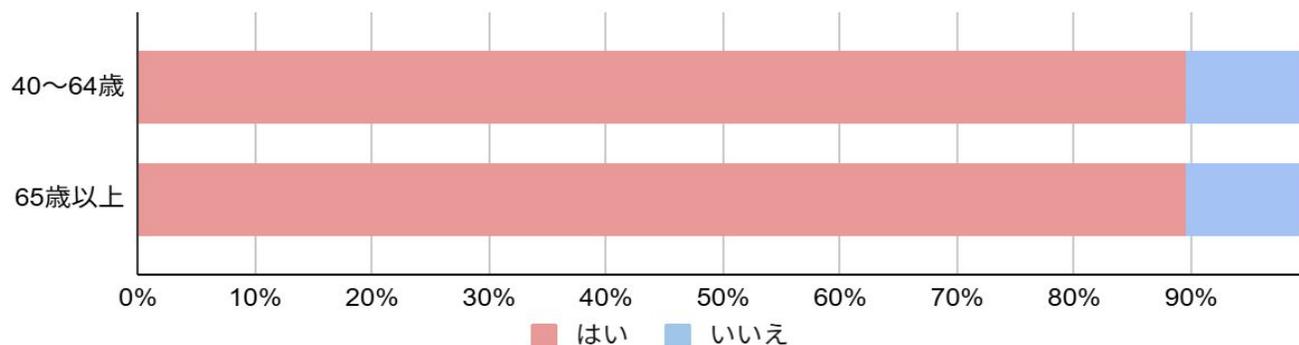
札幌健康アプリ(アルカサル)について

Q アプリを使ってみて、「良かった」と感じた点を教えてください。

(市民からいただいた意見)

- ・元々アプリの操作が苦手でしたが、今回やってみて自信ができました。
- ・操作性がよく、文字も大きめで初心者にも分かりやすいです。
- ・使いやすい等は勿論ですが、特に健康に対する意識の変化が大きかったと思います。
- ・体重は以前から測っていましたが、血圧はこのアプリのおかげで測るようになりました。
- ・15年位前から毎日バイタルチェックをしているが、グラフ化出来るようになって、変化が分かりやすくなった。
- ・(アプリの振り返り機能を使って)薬の飲み忘れがなくなった。

Q 令和8年4月にアプリがリリースされた後に利用したいと思いますか。



令和8年4月に導入される札幌健康アプリをぜひご活用ください。

※健康アプリに関する問い合わせ先：札幌健康アプリ事務局

電話：011-351-7190

受付時間：8時45分から17時30分まで（土日祝を除く）

① 札幌市の認知症施策推進計画

- 令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行
- 札幌市では令和6年3月に「認知症施策推進計画」を策定



施策1 認知症に対する市民理解の推進

チームオレンジの体制構築

認知症サポーター養成講座
キャラバンメイトの育成

認知症カフェ認証事業

普及啓発・認知症市民向け研修会

認知症ガイドブック・
若年性認知症手引きの配布

男性介護者の交流会(ケア友の会)

高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

高齢者虐待等対応専門職派遣事業

施策2 認知症の方と家族への支援体制の整備

認知症コールセンター・
地域包括支援センター等での相談体制

認知症高齢者sosネットワーク

認知症高齢者等身元確認シール配付事業

認知症高齢者の権利擁護



健康づくり・介護予防

介護予防センター

変化への
気づき

日常診療・在宅ケア

地域包括支援センター
ケアマネジャー

?????

症状悪化

在宅医療・介護サービス
入院・施設サービス

認知症サポーター、近隣住民や、スーパー、銀行等の企業の理解と見守り

施策3 認知症支援に関わる職員等の資質向上及び医療と介護の連携強化・ネットワークの構築

認知症サポート医養成研修
認知症サポート医会議

かかりつけ医認知症対応力向上研修

認知症サポート医・
かかりつけ医フォローアップ研修

認知症疾患医療センターの設置

在宅医療・介護連携に関する相談窓口

認知症初期集中支援チーム

認知症支援事業推進委員会

認知症の方にも
やさしいお店・事業所登録事業

認知症地域支援推進員の配置

認知症介護実践者等各種研修

認知症介護指導者会議

若年性認知症従事者向け研修

認知症関係施策の推進について 【2】

② 背景及び現状の取組

○ 背景

認知症の方が増加※している中、認知症の方が偏見を持ってみられる傾向がある。
認知症を我が事として捉え、認知症があっても、希望と生きがいをもって、自分らしく暮らせるまちづくりが必要

※ 札幌市では、65歳以上のおよそ9人に1人が認知症と推計される（R5推計値）

○ 現状の取組の一部

認知症に対する市民理解の推進

1 認知症に広く関心を持ってもらうための取組 オレンジライトアップ



〈その他の取組〉

- ・市民向け研修会
- ・商業施設等でのパネル展
- ・映画上映会
- ・認知症VR体験

など

認知症の方と家族への支援体制の整備

2 認知症の方とご家族と地域のサポーターを中心とした支援者をつなぐ チームオレンジの体制構築



5つの区（中央・東・白石・厚別・手稲）でモデル実施中
【令和6年度】オレンジサポーター453名養成
述べ3,121人参加

◀ 図書情報館で、ご本人とご家族、サポーターからの活動発表の様子



認知症支援に関わる職員等の資質向上及び医療と介護の連携強化・ネットワークの構築

3 「認知症の方にもやさしい お店・事業所」登録事業



令和6年12月事業開始
登録数780店舗（R7.11月末）

◀ イオン北海道、日本郵便、コープさっぽろへの手交式



③ 課題と今後の対応（対応の方向性）

- 小中学生を含む若い世代からの認知症に関する正しい理解を広めることが必要
➔ 若い世代をターゲットにした認知症サポーター養成講座や普及啓発を強化する。
- 認知症のご本人の声を取り入れた取組の推進が必要
➔ 認知症のご本人の声を聞く場の設定や、認知症のご本人と共に推進する取組を推進する。
- 高齢者が身近に利用する店舗、事業所に正しい理解と合理的配慮を広めることが必要
➔ 関係機関・関係団体のほか、民間企業・事業所と連携した取組を推進する。

札幌市の目指す 認知症共生社会

